

# 全町の電話機が自動化

12月27日午後2時一斉に



(副知事と初通話する椎名町長……光電話交換局で)

今まで、町には木戸局、日吉局、横芝局と三つの電話局があり、木戸局と日吉局は、それぞれ半自動電話で、宮川、芝崎地域の一部分がダイヤル式でした。

## ◎ダイヤル式の電話のかけ方

- ①町内へ通話するとき
- (市内番号) (電話番号)
- 四一×××× (光電話交換局)
- 一五×××× (旧木戸エリヤ)
- 一五×××× (旧日吉局エリヤ)

と、ダイヤルしてください。

②町以外から町へ通話のときは、市外局番をお忘れなく。

- (市外局番) (市内局番) (電話番号)
- 〇四七九八―四または五××××
- ◎有線との接続のとき
- ①町の中であれば四一九九三―
- ②町の外(県内に限る)ならば〇四七九九(局の交換取扱者がでたら、例えば「横芝から光有放へ」と告げてください)

## 訂正

光町五十音別電話帳(公社電話)の一部に誤りがありましたので次のように訂正してください。

- 三十四ページ 椎名 徳治郎→椎名徳次郎
- 三十九ページ 武田 芳夫→武内 芳夫

武内 八郎→武田 八郎  
〔電話と有線の長所、短所〕

電話は全国どこへでもダイヤル一本で、通話することができます。このように非常に便利で、現在、通信手段としては、もっとも重要な役割をはたしています。

今日、電気料金、ガス料金など日常生活に密着した料金が、狂乱に高騰しているのが現状です。

町内通話でも一カ月の基本料金のほかに、一回三分まで通話すれば七円、六分通話すれば二倍の料金になるシステムです。また来年は、これが十円に値上りもします。

## 十二月に国土利用計画法が施行

### 土地取引引きは許可・届け出が必要

合わせ営業用、家庭用の一カ月の基本料金は、一、〇〇〇円、七〇〇円となります。有線は、確かに町内だけの通話で、誰か、同一回線で話し中だと相手に通じない不便さはありません。しかし、有線にはもともとすぐれた機能があります。例えば災害、緊急には町内全地域の家庭に呼びかけができます。また、お知らせなどにもより一層の効用が発揮されています。

一カ月の料金も、何回通話しても変わらないのが有線です。町内通話は、有線がおすすめです。

この法律によって、十二月からは、土地の売買契約を締結する前に、その土地の取引価格と求める土地の利用目的を、市町村長を経由して知事に届け出ることが必要になります。この届出制度は、市街化区域、市街化区域以外の都市計画区域、都市計画区域以外の地域の三分区に於いて、それぞれ二千平方メートル、五千平方メートル、一ヘクタール以上の土地取引引きが届け出対象となります。町の場合では、一ヘクタール以上が対象となります。この制度は、届け出によって土地の取引引き価格をチェックするほか、その土地の

売買の後の利用目的をチェックして、県の策定した土地利用基本計画に沿った均衡ある国土の利用を確保するのが目的です。もしも、一部の区域で土地の投機的取引引きが行なわれて、地価が急上昇するような状況に陥ったときは、その区域を知事が「規制区域」に指定し、地価は凍結されます。この場合には、土地の取引引きは許可制になり、取引引きの価格と利用目的の両面からチェックを受けなければなりません。これに違反して土地の売買などの契約を結んでも法律により効力を生じません。

また、土地を買って長い間放置しておく、遊休土地の通知を受けることがあります。このときはその土地の利用または処分に関する計画を知事に届け出る義務が生じ、場合によっては知事の定める市町村などの買い取りの協議に応じなければならなくなります。

十二月にこの「国土利用計画法」が施行されると、土地調査員が各地の土地の取引引きや利用の状況を調べ、不正な土地取引引きを防ぐように努力します。

皆さんで「国土利用計画法」の趣旨を正しく理解し、明るく住みよい郷土を守りましょう。

この法律の詳細については、役場総務課企画係にお尋ねください。有線は二〇二―二〇二です。

ここ数年間、各地で土地の売買が盛んになり、投機的な思惑が入り乱れて地価はうなぎのぼりになっています。中には、広大な土地を買い占め、そのまま放置して値上がりを待っているものもあるあります。その結果、マイホームの夢はますます遠のき、公共施設建設のための費用も土地取得に多くが支払われ、住民の住宅環境などの社会文化生活はなかなか向上しません。そこで、このような地価の上昇を抑制し、計画的で適切な土地利用をはかるために「国土利用計画法」が、ことし六月の国会で成立しました。